

交付図書の訂正について

令和8年3月13日付けで入札公告を行った「(工事名) 後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ舗装工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和8年5月21日

契約責任者

東日本高速道路株式会社北海道支社

支社長 宮 入 徹 往

【訂正図書】

- ・ 9_【特記仕様書】後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ舗装工事
- ・ 20_【設計図】後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ舗装工事

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください

正誤表 (1)

工事件名) 後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ舗装工事

修正箇所	正誤区分																																										
<p>9_【特記仕様書】 58頁 26-9 交通規制工 26-9-1 交通規制工 (7) 支払</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規制機材の種別</th> <th>材質・規格等</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢印板</td> <td>鋼板またはアルミ板 (550mm~900mm程度) 反射式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラバーコーン</td> <td>ラバー製 (高さ700mm程度)、反射式もしくは反射キャップ付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識板</td> <td>車載式 (固定規制以外) 架台設置 (固定規制)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 tトラック</td> <td>標識板を搭載可能なもの (固定規制以外)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロボット誘導員</td> <td>車線規制時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自発光式回転灯</td> <td>LED固定用三脚付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自発光式点滅灯</td> <td>固定規制時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸与品については、本特記仕様書15「貸与品に関する事項」によるものとする。</p> <p>(6) 数量の検測 交通規制工の数量の検測は、監督員が認めた設計数量 (回または日) で行うものとする。 なお、交通規制工の1回とは、基地等での準備から基地等に帰着後の後片付けまでをいう。</p> <p>(7) 支払 交通規制工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回又は1日当たりの契約単価で行うものとする。 この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制の設置、保守 (固定規制の際の夜間の巡回は除く) 及び撤去に要する材料・労力 (交替制による勤務形態及び休憩時間における交替要員の配置に必要となる全ての労力を含む)・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、及び燃料、油脂) 等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。ただし、交通規制工に含まれる交通保安要員の費用については、一般管理費等を除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-(1) 交通規制工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制 A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>車線規制 A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>中央分離帯規制 A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>固定路肩規制 A</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>固定車線規制 A1</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>固定車線規制 A2</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>通行止め規制 A</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-9-2 交通保安要員 共通仕様書第19章「交通規制工」19-4「交通保安要員」に下記を追加する。</p> <p>(1) 種別 共通仕様書19-4-2に規定する交通保安要員の配置場所、配置人数、配置時間及び期間は次のとおりとする。</p>	規制機材の種別	材質・規格等	摘要	矢印板	鋼板またはアルミ板 (550mm~900mm程度) 反射式		ラバーコーン	ラバー製 (高さ700mm程度)、反射式もしくは反射キャップ付		標識板	車載式 (固定規制以外) 架台設置 (固定規制)		2 tトラック	標識板を搭載可能なもの (固定規制以外)		ロボット誘導員	車線規制時		自発光式回転灯	LED固定用三脚付		自発光式点滅灯	固定規制時		単価表の項目	検測の単位	19-(1) 交通規制工		路肩規制 A	回	車線規制 A	回	中央分離帯規制 A	回	固定路肩規制 A	日	固定車線規制 A1	日	固定車線規制 A2	日	通行止め規制 A	回
規制機材の種別	材質・規格等	摘要																																									
矢印板	鋼板またはアルミ板 (550mm~900mm程度) 反射式																																										
ラバーコーン	ラバー製 (高さ700mm程度)、反射式もしくは反射キャップ付																																										
標識板	車載式 (固定規制以外) 架台設置 (固定規制)																																										
2 tトラック	標識板を搭載可能なもの (固定規制以外)																																										
ロボット誘導員	車線規制時																																										
自発光式回転灯	LED固定用三脚付																																										
自発光式点滅灯	固定規制時																																										
単価表の項目	検測の単位																																										
19-(1) 交通規制工																																											
路肩規制 A	回																																										
車線規制 A	回																																										
中央分離帯規制 A	回																																										
固定路肩規制 A	日																																										
固定車線規制 A1	日																																										
固定車線規制 A2	日																																										
通行止め規制 A	回																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規制機材の種別</th> <th>材質・規格等</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢印板</td> <td>鋼板またはアルミ板 (550mm~900mm程度) 反射式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラバーコーン</td> <td>ラバー製 (高さ700mm程度)、反射式もしくは反射キャップ付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識車</td> <td>LED標識を積載した2tトラック (固定規制以外)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LED標識</td> <td>架台設置 (固定規制)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロボット誘導員</td> <td>車線規制時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自発光式回転灯</td> <td>LED固定用三脚付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自発光式点滅灯</td> <td>固定規制時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸与品については、本特記仕様書15「貸与品に関する事項」によるものとする。</p> <p>(6) 数量の検測 交通規制工の数量の検測は、監督員が認めた設計数量 (回または日) で行うものとする。 なお、交通規制工の1回とは、基地等での準備から基地等に帰着後の後片付けまでをいう。</p> <p>(7) 支払 交通規制工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回又は1日当たりの契約単価で行うものとする。 この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制の設置、保守 (固定路肩規制時における規制機材の保守は除く) 及び撤去に要する材料・労力 (交替制による勤務形態及び休憩時間における交替要員の配置に必要となる全ての労力を含む)・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、及び燃料、油脂) 等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。ただし、交通規制工に含まれる交通保安要員の費用については、一般管理費等を除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-(1) 交通規制工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制 A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>車線規制 A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>中央分離帯規制 A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>固定路肩規制 A</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>固定車線規制 A1</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>固定車線規制 A2</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>通行止め規制 A</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-9-2 交通保安要員 共通仕様書第19章「交通規制工」19-4「交通保安要員」に下記を追加する。</p> <p>(1) 種別 共通仕様書19-4-2に規定する交通保安要員の配置場所、配置人数、配置時間及び期間は次のとおりとする。</p>	規制機材の種別	材質・規格等	摘要	矢印板	鋼板またはアルミ板 (550mm~900mm程度) 反射式		ラバーコーン	ラバー製 (高さ700mm程度)、反射式もしくは反射キャップ付		標識車	LED標識を積載した2tトラック (固定規制以外)		LED標識	架台設置 (固定規制)		ロボット誘導員	車線規制時		自発光式回転灯	LED固定用三脚付		自発光式点滅灯	固定規制時		単価表の項目	検測の単位	19-(1) 交通規制工		路肩規制 A	回	車線規制 A	回	中央分離帯規制 A	回	固定路肩規制 A	日	固定車線規制 A1	日	固定車線規制 A2	日	通行止め規制 A	回
規制機材の種別	材質・規格等	摘要																																									
矢印板	鋼板またはアルミ板 (550mm~900mm程度) 反射式																																										
ラバーコーン	ラバー製 (高さ700mm程度)、反射式もしくは反射キャップ付																																										
標識車	LED標識を積載した2tトラック (固定規制以外)																																										
LED標識	架台設置 (固定規制)																																										
ロボット誘導員	車線規制時																																										
自発光式回転灯	LED固定用三脚付																																										
自発光式点滅灯	固定規制時																																										
単価表の項目	検測の単位																																										
19-(1) 交通規制工																																											
路肩規制 A	回																																										
車線規制 A	回																																										
中央分離帯規制 A	回																																										
固定路肩規制 A	日																																										
固定車線規制 A1	日																																										
固定車線規制 A2	日																																										
通行止め規制 A	回																																										

正誤表 (3)

工事件名) 後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ舗装工事

修正箇所	正誤区分																																
<p>誤</p>	<p>交通規制標準図(6) 6/17</p> <p>固定車線規制 A 1</p> <p>朝里T B</p> <p>10m間隔</p> <p>工事箇所</p> <p>追越車線</p> <p>路肩 走行車線</p> <table border="1"> <caption>固定路肩規制 数量表 規制期間 72日</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢印板</td> <td>NEXCO仕様</td> <td>10</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>回転灯</td> <td></td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>ロボット誘導員</td> <td></td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>侵入車両強制停止装置</td> <td></td> <td>2</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>自発光点滅灯</td> <td></td> <td>80</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>工事用車両出入口看板</td> <td></td> <td>2</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>パーコーン</td> <td></td> <td>16</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table> <p>LED照明 (黄色)</p> <p>交通監視員は、施工中における規制を監視する1名(他)に、作業箇所1名配置するものとする。危険事故防止のため危険車両の接近時に規制内の作業員等へ警告するための警告装置を使用するものとする。交通監視員が使用するタイプ (例) 警報付安全旗、大音量電子ホイッスル等</p> <p>LED照明用架台組立図 (受注者)</p> <p>工事看板等 (例) 黄色高輝度反射タイプ 黒文字</p> <p>記号説明事項</p> <p>交通監視員 (交通規制にのみ使用)</p> <p>交通監視員 (交通規制以外に計上)</p> <p>交通誘導員 A (交通規制以外に計上)</p> <p>ロボット誘導員 (受注者)</p> <p>矢印板、自発光または高輝度反射タイプ (受注者)</p> <p>パーコーン (受注者)</p> <p>自発光点滅灯 (受注者)</p> <p>自発光式点滅灯 (受注者)</p>	名称	項目	数量	単位	矢印板	NEXCO仕様	10	枚	回転灯		1	基	ロボット誘導員		1	基	侵入車両強制停止装置		2	台	自発光点滅灯		80	基	工事用車両出入口看板		2	枚	パーコーン		16	個
名称	項目	数量	単位																														
矢印板	NEXCO仕様	10	枚																														
回転灯		1	基																														
ロボット誘導員		1	基																														
侵入車両強制停止装置		2	台																														
自発光点滅灯		80	基																														
工事用車両出入口看板		2	枚																														
パーコーン		16	個																														
<p>20_【設計図】 6/17</p>	<p>交通規制標準図(6) 6/17</p> <p>固定車線規制 A 1</p> <p>朝里T B</p> <p>10m間隔</p> <p>工事箇所</p> <p>追越車線</p> <p>路肩 走行車線</p> <table border="1"> <caption>固定路肩規制 数量表 規制期間 72日</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢印板</td> <td>NEXCO仕様</td> <td>10</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>回転灯</td> <td></td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>ロボット誘導員</td> <td></td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>侵入車両強制停止装置</td> <td></td> <td>2</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>自発光点滅灯</td> <td></td> <td>80</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>工事用車両出入口看板</td> <td></td> <td>2</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>パーコーン</td> <td></td> <td>16</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table> <p>LED照明 (赤)</p> <p>交通監視員は、施工中における規制を監視する1名(他)に、作業箇所1名配置するものとする。危険事故防止のため危険車両の接近時に規制内の作業員等へ警告するための警告装置を使用するものとする。交通監視員が使用するタイプ (例) 警報付安全旗、大音量電子ホイッスル等 (赤文字) 必ず表にて用事するもの。</p> <p>LED照明用架台組立図 (受注者)</p> <p>工事看板等 (例) 黄色高輝度反射タイプ 黒文字</p> <p>記号説明事項</p> <p>交通監視員 (交通規制にのみ使用)</p> <p>交通監視員 (交通規制以外に計上)</p> <p>交通誘導員 A (交通規制以外に計上)</p> <p>ロボット誘導員 (受注者)</p> <p>矢印板、自発光または高輝度反射タイプ (受注者)</p> <p>パーコーン (受注者)</p> <p>自発光点滅灯 (受注者)</p> <p>自発光式点滅灯 (受注者)</p>	名称	項目	数量	単位	矢印板	NEXCO仕様	10	枚	回転灯		1	基	ロボット誘導員		1	基	侵入車両強制停止装置		2	台	自発光点滅灯		80	基	工事用車両出入口看板		2	枚	パーコーン		16	個
名称	項目	数量	単位																														
矢印板	NEXCO仕様	10	枚																														
回転灯		1	基																														
ロボット誘導員		1	基																														
侵入車両強制停止装置		2	台																														
自発光点滅灯		80	基																														
工事用車両出入口看板		2	枚																														
パーコーン		16	個																														

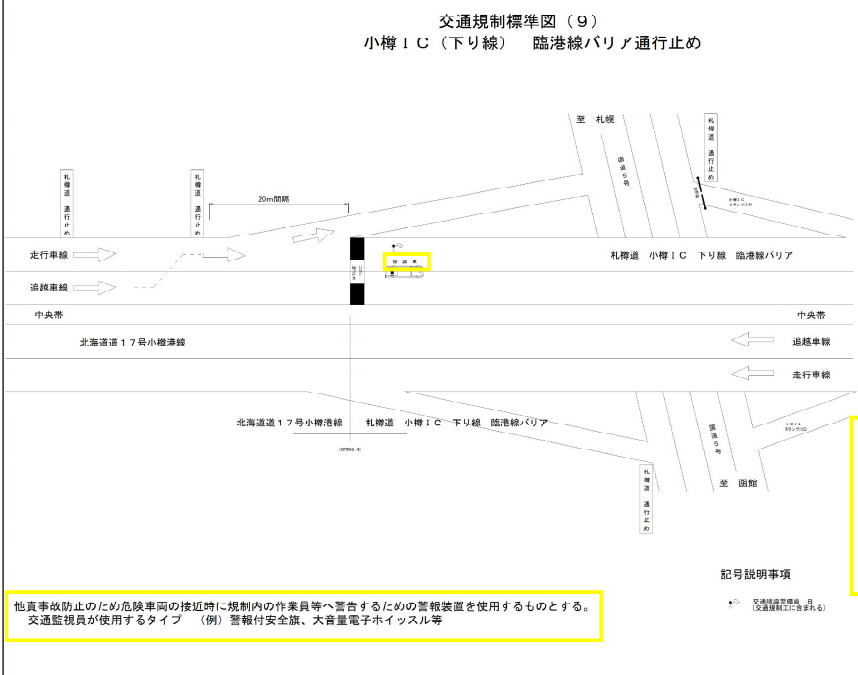
正誤表 (4)

工事件名) 後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ舗装工事

修正箇所	正誤区分																																				
<p>誤</p>	<div data-bbox="406 448 1444 1153"> <p>交通規制標準図(7) 7/17</p> <p>固定車線規制 A2</p> <p>固定車線規制 数量表 規制期間 77日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢印板</td> <td>NEXCO仕様</td> <td>10</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>回転灯</td> <td></td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>ロボット誘導員</td> <td></td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>LED標識</td> <td>NEXCO仕様</td> <td>1</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>侵入車両強制停止装置</td> <td></td> <td>2</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>自発光点滅灯</td> <td></td> <td>77</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>工事用車両出入口看板</td> <td></td> <td>2</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>ラバーコーン</td> <td></td> <td>14</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table> <p>LED標識用架台組立図 (受注者)</p> <p>工事-警備等 (例) 黄色高視認性サイフ 黒文字</p> <p>高さ H=1400程度 (受注者)</p> <p>幅 W=500程度 (受注者)</p> <p>記号説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通規制員 (交通規制員に含まれる) 交通規制員 (交通規制員にて特上) 交通規制員 (交通規制員にて特上) 交通規制員 (交通規制員にて特上) ロボット誘導員 (受注者) 矢印板 自発光式または高視認性対サイフ (受注者) ラバーコーン (受注者) 自発光式回転灯 (受注者) 自発光式点滅灯 (受注者) </div> <p>交通監視員は、地上中における規制を監視する1名の他に、作業箇所1名配置するものとする。 作業車両禁止のための危険車両の接近時に規制内の作業員等へ警告するための警報装置を使用するものとする。 交通監視員が使用するタイプ (例) 警報付安全旗、大容量電子ホイッスル等</p>	名称	項目	数量	単位	矢印板	NEXCO仕様	10	枚	回転灯		1	基	ロボット誘導員		1	基	LED標識	NEXCO仕様	1	台	侵入車両強制停止装置		2	台	自発光点滅灯		77	基	工事用車両出入口看板		2	枚	ラバーコーン		14	個
名称	項目	数量	単位																																		
矢印板	NEXCO仕様	10	枚																																		
回転灯		1	基																																		
ロボット誘導員		1	基																																		
LED標識	NEXCO仕様	1	台																																		
侵入車両強制停止装置		2	台																																		
自発光点滅灯		77	基																																		
工事用車両出入口看板		2	枚																																		
ラバーコーン		14	個																																		

正誤表 (5)

工事件名) 後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ舗装工事

修正箇所	正誤区分
<p>誤</p>	<div style="text-align: right;">9 / 17</div> <p style="text-align: center;">交通規制標準図 (9) 小樽IC (下り線) 臨港線バリア通行止め</p>  <p>工事看板等 (例) 黄色高輝度反射タイプ 黒文字 札樽道通行止め 高さ H=1400程度 幅 W=550程度</p> <p>他真事故防止のため危険車両の接近時に規制内の作業員等へ警告するための警報装置を使用するものとする。 交通監視員が使用するタイプ (例) 警報付安全旗、大音量電子ホイッスル等</p> <p>記号説明事項 交通監視員 目 (交通規制中に点滅)</p>

正誤表 (6)

工事件名) 後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ舗装工事

修正箇所	正誤区分																		
<p>誤</p>	<div style="text-align: right;">10 / 17</div> <p style="text-align: center;">交通規制標準図 (10) 通行止規制ステップ図 (小樽1C 下り線流入部)</p> <p>ステップ① 通行止時事前車線規制</p> <p>ステップ② 通行止開始時</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>通行止め規制時は、標識をライトアップし、点滅灯付ラバコーンを2箇所に1箇設置するものとする。</p> <p>■点滅灯付ラバコーン ・『矢印板 (夜間用: LED矢印板、高輝度矢印板)』 ・『ラバコーン (夜間用: 本体が高輝度又は高輝度のカバーを装着)』</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>標準車 (標識設置高さ)</p> <p>作業中 ← この先 通行止</p> <p>記号説明書</p> <p>交通規制標準図</p> <p>交通規制標準図 (10)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>標準車</th> <th>標準高</th> <th>標準幅</th> <th>標準重</th> </tr> <tr> <td>矢印板</td> <td>交通規制標準図 (10)</td> <td>標準車</td> <td>標準高</td> <td>標準幅</td> <td>標準重</td> </tr> <tr> <td>ラバコーン</td> <td>交通規制標準図 (10)</td> <td>標準車</td> <td>標準高</td> <td>標準幅</td> <td>標準重</td> </tr> </table> </div>	項目	内容	標準車	標準高	標準幅	標準重	矢印板	交通規制標準図 (10)	標準車	標準高	標準幅	標準重	ラバコーン	交通規制標準図 (10)	標準車	標準高	標準幅	標準重
項目	内容	標準車	標準高	標準幅	標準重														
矢印板	交通規制標準図 (10)	標準車	標準高	標準幅	標準重														
ラバコーン	交通規制標準図 (10)	標準車	標準高	標準幅	標準重														
<p>20_【設計図】 10/17</p>	<div style="text-align: right;">10 / 17</div> <p style="text-align: center;">交通規制標準図 (10) 通行止規制ステップ図 (小樽1C 下り線流入部)</p> <p>ステップ① 通行止時事前車線規制</p> <p>ステップ② 通行止開始時</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>通行止め規制時は、標識をライトアップし、点滅灯付ラバコーンを2箇所に1箇設置するものとする。</p> <p>■点滅灯付ラバコーン ・『矢印板 (夜間用: LED矢印板、高輝度矢印板)』 ・『ラバコーン (夜間用: 本体が高輝度又は高輝度のカバーを装着)』</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>工事看板等 (例)</p> <p>黄色高輝度反射タイプ 黒文字</p> <p>高さ 1900程度</p> <p>上 工事案内看板</p> <p>幅 W=550程度</p> <p>(実注者)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>標準車 (標識設置高さ)</p> <p>作業中 ← この先 通行止</p> <p>記号説明書</p> <p>交通規制標準図</p> <p>交通規制標準図 (10)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>標準車</th> <th>標準高</th> <th>標準幅</th> <th>標準重</th> </tr> <tr> <td>矢印板</td> <td>交通規制標準図 (10)</td> <td>標準車</td> <td>標準高</td> <td>標準幅</td> <td>標準重</td> </tr> <tr> <td>ラバコーン</td> <td>交通規制標準図 (10)</td> <td>標準車</td> <td>標準高</td> <td>標準幅</td> <td>標準重</td> </tr> </table> </div>	項目	内容	標準車	標準高	標準幅	標準重	矢印板	交通規制標準図 (10)	標準車	標準高	標準幅	標準重	ラバコーン	交通規制標準図 (10)	標準車	標準高	標準幅	標準重
項目	内容	標準車	標準高	標準幅	標準重														
矢印板	交通規制標準図 (10)	標準車	標準高	標準幅	標準重														
ラバコーン	交通規制標準図 (10)	標準車	標準高	標準幅	標準重														